改正後	(	王7月	1日施行

(公衆浴場の構造設備の基準)

## 第4条 略

- 2 略
- 3 前2項に掲げるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1) 履物を保管できる設備及び傘の置場は適当な場所に設けること。
- (2) 入浴者が利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。
- (3) 排水溝は、不浸透性を有するものとするとともに、防虫及び防鼠の設備を設けること。
- 第5条 <u>公衆浴場</u>のうち<u>蒸気又は熱気を使用して入浴させる</u>施設の構造設備 は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1) 浴室(蒸気又は熱気を使用するものに限る。以下この項において同じ。) の床面、内壁及び天井は、耐熱性を有するものとすること。
- (2) 浴室の床面には、排水口を設けること。
- (3) 浴室内の放蒸器、放熱器等は直接身体に接触しないような構造とし、浴室内に温度計を備えること。
- (4) 浴室には、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
- (5) 浴室には、入浴者の安全を確認することができる窓を設けること。
- (6) 浴室には、入浴者が利用しやすい場所に非常用のブザーを設けること。
- (7) 入浴者の休息のための場所を設けること。
- (8) 浴室の出入口の扉には、施錠の設備を設けないこと。
- 9 前各号のほか、規則で定める事項
- 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1) 個室の出入口の扉には、施錠の設備を設けないこと。
- $(2)\sim(5)$  略

## 改正前(令和6年10月4日施行)

(公衆浴場の構造設備の基準)

## 第4条 略

- 2 略
- 3 前2項に掲げるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
  - (1) 履物を保管できる設備及び傘の置場は適当な場所に設けること。
  - (2) 排水溝は、不浸透性を有するものとするとともに、防虫及び防鼠の設備を設けること。
- 第5条 <u>その他の公衆浴場</u>のうち<u>蒸気、熱気又は砂等を使用して浴室に同時</u> <u>に多数人を入浴させる</u>施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなけれ ばならない。
  - (1) 浴室内の放蒸器、放熱器等は直接身体に接触しないような構造とし、浴室内に温度計を備えること。
  - (2) 入浴者の<u>休息に必要な休息室</u>を<u>設け、その面積は脱衣室と同等以上とする</u>こと。
  - (3) 脱衣室、浴室及び休息室の出入口の扉には、施錠の設備をしないこと。
  - 4 前各号のほか、規則で定める事項
- 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次 の各号の条件を具備しなければならない。
  - (1) 前項第1号及び第3号に掲げる事項
  - (2)~(5) 略